

新潟市依存症相談拠点機関設置運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「依存症対策総合支援事業の実施について」(令和元年6月19日付け障発0619第1号厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長一部改正通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要項」に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症(以下「依存症等」という。)について、相談等を行う新潟市依存症相談拠点機関(以下「相談拠点」という。)を設置し、新潟県が定める依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関(以下「専門医療機関等」という。)、一般医療機関、民間団体及び依存症回復支援施設、保健所等を含む関係機関と相互に連携することで、依存症等の相談支援体制の整備を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、新潟市(以下「市」という。)とする。

2 市は、新潟市こころの健康センターに、相談拠点を設置して本事業を実施する。

(定義等)

第3条 この要綱において、「依存症者等」とは、依存症患者、依存症に関連する問題(健康障害、虐待、DV、借金、生活困窮等)を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者及びその家族等をいう。

2 この要綱において「関係機関、民間団体等」とは、専門医療機関等、一般医療機関、自助グループを含む民間団体、依存症回復支援施設、保健所等の公的機関等、依存症等の関連問題対策に寄与するものをいう。

(事業内容)

第4条 本事業において、相談拠点が実施する事業は以下の通りとする。

(1) 連携会議運営事業

相談拠点は、関係機関・民間団体等と密接な連携を図るとともに、依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的に、関係機関・民間団体等による定期的に連携会議を開催する。

(2) 依存症専門相談支援事業

相談拠点は、相談者の状況に応じた適切な相談・指導を含めた依存症等に関する支援を実施する。なお、支援にあたっては、関係機関・民間団体等の状況把握に努める。

(3) 依存症支援者研修事業

相談拠点は、依存症者等に対する支援を行う人材の養成を目的に、相談支援者及び医療従事者等に対し、研修受講者の特性に応じた研修を実施する。

(4) 普及啓発・情報提供事業

相談拠点は、依存症患者等が依存症であるという認識を持ちにくいことや依存症患者等が社会からの差別・偏見を恐れて相談・治療につながりにくくなっているという課題の解決を目的として、依存症は誰もがなり得る「疾患」であること等を周知する普及啓発活動を行う。

2 情報の不足から必要な支援につながっていない者に、相談場所等を周知するなど利用可能な社会資源について情報提供を行う。

3 前2項の実施に当たっては、関連事業を実施する民間団体の活用について検討する。

(5) 治療・回復支援事業

相談拠点は、依存症患者等を対象として、治療回復プログラムを実施する。プログラムの実施にあたっては、地域の特性に応じた、プログラムを使用し、依存症からの回復を目指す多くの者にプログラムを提供できるよう努める。また関係機関、民間団体等と連携を図るものとする。

(6) 家族支援事業

相談拠点は、依存症者の家族等に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムのほか、家族会や講演会（家族教室）の開催、個別の相談支援等を行う。

(依存症相談員の配置)

第5条 関係機関・民間団体等と連携し本事業を行うため、相談拠点到依存症相談員を配置する。

(相談拠点の周知)

第6条 市及び相談拠点は、相談拠点が依存症等の関連問題に関する相談窓口であることを明示し、周知する。

(知見の活用)

第7条 本事業の実施に当たっては、厚生労働科学研究データベースや国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における研究の成果物を含めた専門的な知見を活用すること。

(秘密の保持)

第8条 本事業に携わる者（本事業に係る業務から離れたものを含む。）は、依存症患者等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、市長が別に

定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。